

茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託

企画提案者選考実施要領

1 趣旨

この要領は、茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託の企画提案方式による受託候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

2.1 業務の名称

茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託

2.2 発注者

茅ヶ崎市

2.3 業務の内容

別紙「茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」による。

2.4 契約期間

契約締結日から令和9年10月8日まで

2.5 契約限度額

15,169,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

本企画提案方式による選考に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年度神奈川県又は茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 神奈川県内に本社、支社又は受任地を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 指名停止若しくは指名保留を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (7) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年3月24日条例第5号）第2条第2号から第5号の規定に該当しないこと。
- (8) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度）に、同種業務を元請として完了した実績を有していること。

同種業務：地方公共団体から発注された以下の業務

- ・公園における民間活力導入可能性調査業務、又はにぎわい創出を目的とした公共用地等における民間活力導入可能性調査業務

4 選考方針

- (1) 企画提案者の選考は、本市の職員で構成する「茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）」を設置し、選考会議において行うものとする。
- (2) 企画提案者の選考は、公募型プロポーザル方式により行い、審査は2段階で実施する。
- 1 次審査 参加資格要件を確認するための書類審査を実施し、実力書、企画提案書、見積書及び誓約書の提出を求める者を選定する。
 - 2 次審査 別紙「評価項目及び評価点」に基づく書類審査を実施し、総合評価により受託候補者及び次点者を選定する。
- (3) 受託候補者は、総合評価において最も高い評価点を得た者とする。また、受託候補者を除き、評価点が60点以上の者のうち、最も高い評価点を得た者を次点者とし、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、当該次点者を受託候補者とする。

5 実施スケジュール

内容	日程
実施要領等の公開	令和8年10月15日（木）
質問書の受付期限	令和8年10月29日（木）12時まで（必着）
参加表明書の提出期限	令和8年10月29日（木）17時まで（必着）
質問書の回答期限	令和8年10月30日（金）
実力書、企画提案書、見積書及び誓約書の提出期限	令和8年11月16日（月）17時まで（必着）
選考結果通知予定日	令和8年11月27日（金）
契約予定日	令和8年12月

5.1 実施要領の公開

5.1.1 公開時期

令和8年10月15日（木）から

5.1.2 公開方法

茅ヶ崎市公式ホームページにて公開するものとする。

（事務局）茅ヶ崎市経済部拠点整備課

住所 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7146(直通)

FAX 0467-57-8377

電子メール kyoten@city.chigasaki.kanagawa.jp

5. 1. 3 資料の閲覧

資料（公園基本計画（案））等の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望する者は、事前に以下の連絡先に連絡すること。

- （１） 閲覧期間：令和８年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 11 月 16 日（月）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- （２） 閲覧場所：茅ヶ崎市役所 本庁舎 3 階 経済部 拠点整備課
- （３） 連絡先：TEL 0467-81-7146 FAX 0467-57-8377
- （４） E-mail：kyoten@city.chigasaki.kanagawa.jp

5. 2 実施要領等に関する質問の受付及び回答

5. 2. 1 質問の方法

本選考に係る質問は、任意の様式の質問書により事務局へ電子メールにて送付するものとする。なお、件名は「茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託企画提案者選考における質問について」と記載すること。

5. 2. 2 質問書の受付期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 10 月 29 日（木）12 時まで

5. 2. 3 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、本市のホームページで公開するものとする。

5. 3 参加表明書類、実力書、企画提案書、見積書及び誓約書の提出

5. 3. 1 参加表明書類

ア) 提出資料等について

次の表に基づき参加表明書類を提出すること。

事項	内容
提出資料	・参加表明書（様式 1） ・企業概要がわかるパンフレット等 ・過去 5 年以内に、同種業務を元請として完了した実績をテクリス等において確認できる書類
提出期限	令和 8 年 10 月 29 日（木） 17 時まで
部数	1 部
提出方法	持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とすること。
提出先	事務局

イ) 参加資格審査結果の通知

参加表明書類を提出した者について、参加資格審査（1 次審査）を行い、その結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、審査の結果、参加資格を有しないと判断された者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

5. 3. 2 実力書、企画提案書、見積書及び誓約書

ア) 提出資料等について

次の表に基づき実力書、企画提案書、見積書及び誓約書を提出すること。

事項	内容
提出資料	【実力書】（様式 2 ～ 4） ・会社（団体）の概要 ・参加者の概要（事業実績） ・配置予定者の従事実績（管理技術者） ・業務遂行体制について 【企画提案書】（様式 5 ～ 7） ・企画提案書 【見積書】 ・見積書（任意様式） ※契約限度額を超えることはできない ※消費税及び地方消費税含む ※見積書には内訳を記入すること。 【誓約書】（様式 8）
提出期限	令和 8 年 11 月 16 日（月） 17 時まで
部数	実力書：正本 1 部（表紙は様式 2）、副本 6 部（表紙は様式 3） 企画提案書：正本 1 部（表紙は様式 5）、副本 6 部（表紙は様式 6） 見積書及び誓約書：各 1 部 ※副本は複写可 <u>※副本には、企画提案者を特定することができる内容（具体的な社名、ロゴ）を記述しないこと。</u>
提出方法	持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とすること。
提出先	事務局

イ) 実力書（様式 4－1）における記入上の留意事項

① 本件と同種・類似の業務実績

過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日以降、履行中の業務も含む）における、本件と同種・類似業務の実績（業務名、発注者、契約期間及び業務概要）を記載すること。ただし、記載は最大 5 件までとする。

同種業務：地方公共団体から発注された以下の業務

- ・公園における民間活力導入可能性調査業務、又はにぎわい創出を目的とした公共用地等における民間活力導入可能性調査業務

類似業務：地方公共団体から発注された以下の業務

- ・公共用地・公共施設等における民間活力導入可能性調査

※「にぎわい創出を目的とした公共用地等」には、道の駅、観光交流施設、駅前広場等の公共用地を活用した施設等を含む。

※業務名称が上記に該当しない場合であっても、業務内容に民間活力導入可能性の検討・調査を含む場合は、実績として認める。

ウ) 提出資料の記入上の留意事項

① 配置予定管理技術者（様式４－２）に関する留意事項

配置予定管理技術者の従事実績については、当該業務における役割を明記すること。

配置予定管理技術者の資格・経歴等については、過去 10 年以内の実務経験（元請としての受託実績、履行中の業務も含む）を有し、技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市及び地方計画）を有する者とし、その資格証の写しを添付すること。

② 企画提案書（様式 7）に関する留意事項

企画提案書については、次の事項に留意すること。

- a. 様式の向きは、縦又は横のいずれかで統一すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は 10.5 ポイント以上とする。
- b. 企画提案書には、次の内容を記載すること。

内容	ページ	項目	記載内容
実施方針等	2	実施方針・業務手順・工程計画	本業務の目的・趣旨及び業務内容を踏まえ、効果的かつ効率的に業務を実施するための実施方針、業務手順及び工程計画について提案すること。
技術テーマ ①	2	民間活力を引き出すための方策	本事業の特性や想定される民間事業者のニーズを踏まえ、民間事業者の参入意欲や創意工夫を引き出すために必要な事業条件、事業スキーム、行政と民間の役割分担等の方策について提案すること。
技術テーマ ②	2	事業化に向けた課題と対応方策	本事業の事業化及び継続的に運営する上で想定される課題・リスクを挙げるとともに、それらを踏まえた具体的な対応方策及び留意点について提案すること。

6 選考方法

- (1) 本選考は公募により実施するものとし、期限までに参加表明書により参加の意思を表明した者（以下「参加者」という。）を対象とする。
- (2) 選考会議は、参加者のうち 1 次審査により参加資格を有すると認められた者に対して、実力書、企画提案書、見積書及び誓約書の提出を要請する。
- (3) 参加表明書の提出がなかった場合には、本選考を中止し、再度公募を行うこととする。
- (4) 選考会議は、実力書、企画提案書及び見積書を基に書類選考を行うものとする。
- (5) 選考会議は、書類選考の結果を基にした総合評価により、受託候補者として最もふさわしい 1 者を選考するものとする。

- (6) 実力書、企画提案書、見積書及び誓約書を提出した者が1者である場合も、選考会議において審査を行うものとし、評価点が60点に満たない場合は失格とする。
- (7) (4)に規定する書類選考は、実力書、企画提案書及び見積書の記載項目に基づき設定する評価項目ごとに評価するものとする。
- (8) (4)に規定する見積書の評価は事務局が行い、選考会議の承認を得るものとする。また、実力書及び企画提案書の評価は、選考会議の各委員が個別に行うものとする。
- (9) (5)に規定する総合評価において、最高得点の者が複数ある場合は、企画提案書、実力書、見積書の順に比較し、得点が高い者を優先するものとする。なお、全てにおいて同点の場合は、選考会議に諮って決定するものとする。
- (10) (5)に規定する1者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。
- (11) 評価点が60点に満たない者は失格とする。

7 評価基準

選考は、提出された実力書、企画提案書及び見積書に基づき、別紙「評価項目及び評価点」に定める評価基準により行うものとする。配点は、実力書25点、企画提案書65点、見積書10点の合計100点満点とする。なお、実力書及び企画提案書の評価点は、選考会議の各委員による評価点の平均値とし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで算出するものとする。

8 結果の通知

8.1 参加資格審査結果の通知

予定日 令和8年11月4日（水）

参加資格を有すると認められた者には、その旨をファクス又は電子メール及び郵送により通知するものとする。参加資格を有しないと判断された者に対しては、その旨及び理由（非選考理由）を書面により、本市から通知するものとする。

8.2 最終選考結果の通知

予定日 令和8年11月27日（金）

選考結果は、本市から郵送により通知するものとする。受託候補者として選考されなかった者に対しては、その旨及び理由（非選考理由）を郵送により通知するものとする。

9 選考結果の公表

選考結果については、参加者数及び受託候補者として決定した会社名を本市ホームページで公表するものとする。参加表明書、実力書、企画提案書、見積書及び誓約書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について提出者と協議を行い、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年条例第2号）に基づき公開するものとする。

10 契約

- (1) 契約については、受託候補者と見積合わせを行い、契約条件が整った場合は、随意契約を締結するものとする。ただし、見積合わせが不調となった場合は、次点者と見積合わせを行うものとする。
- (2) 受託候補者として選考された者との業務委託は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、茅ヶ崎市契約規則(昭和 47 年規則第 15 号)に定めるところにより決定するものとする。
- (3) 選考結果は、本市の契約その他の行為の意思決定である支出負担行為のための手続が完了するまでは、本市における契約上の効果をもたないものとする。
- (4) 委託契約の締結日は、令和 8 年 12 月を予定する。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とするものとする。

- (1) 提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- (4) 虚偽の内容が記述されている場合
- (5) 評価点が 60 点に満たない場合
- (6) その他本要領に違反すると認められた場合
- (7) 選考会議の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (8) 評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) 参加表明書、実力書、企画提案書、見積書及び誓約書の作成及び提出に係る費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施にあたって、提出資料に記入した配置予定技術者を原則として変更することはできない。ただし、病欠、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、市の承諾を得たうえ、同等以上の資格及び実績を有する技術者に変更できるものとする。
- (3) インターネット、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 選考後、業務遂行にあたっては、本市は企画提案書の内容に拘束されないものとする。

13 問い合わせ先

事務局 茅ヶ崎市経済部拠点整備課

所在地 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 0467-81-7146(直通)

FAX 0467-57-8377

電子メール kyoten@city.chigasaki.kanagawa.jp

別紙

茅ヶ崎海岸(グランドプランC地区)民間活力導入可能性調査業務委託

評価項目及び評価点

	評価項目	配点	評価の視点	主たる対象様式
実力書	(1) 企業の評価	10	・過去10年間(平成28年4月1日以降、履行中の業務も含む)において同種業務及び類似業務の実績が十分にあるか。	・参加者の概要(様式4-1)
	(2) 配置予定管理技術者の評価	5	・配置予定管理技術者に同種業務及び類似業務での実績が十分にあるか。	・配置予定管理技術者の従事実績(様式4-2)
	(3) 業務遂行能力	10	・業務に必要な人員体制が確保され、役割分担が適切に設定されているか。	・業務の遂行体制について(様式4-3)
企画提案書	(4) 企画提案書	15	【実施方針・業務手順・工程計画】 ・業務の目的・内容を踏まえ、効果的かつ効率的な実施方針、業務手順及び工程計画となっているか。	・企画提案書(様式7)
		25	【技術テーマ①：民間活力を引き出すための方策】 ・民間事業者の参入意欲や創意工夫を引き出す具体的・実現性のある提案となっているか。	
		25	【技術テーマ②：事業化に向けた課題と対応方策】 ・事業化・継続的な運営を見据えた課題と対応方策が具体的に示されているか。	
見積書	(5) 提案価格	10	(提案価格のうち最低価格÷提案者の提案価格)×10点	・業務参考見積書(任意様式)

評価基準

評価	評価点	評価基準
A	配点×1.00	特に優れている(趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる)
B	配点×0.75	優れている(趣旨以上の効果が期待できる)
C	配点×0.50	普通(趣旨に合致している)
D	配点×0.25	劣る(趣旨に一部合致していない)
E	配点×0.00	著しく劣る(趣旨に合致しておらず、効果を期待できない)